

# PTA賠償責任保険

(賠償責任保険〈個人用〉普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約)  
+提供飲食物危険補償特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

## 〈PTA活動(注2)の遂行に伴う賠償事故〉

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

## 〈保管物に係わる賠償事故〉

第三者から借用し、PTAが使用・管理するスポーツ用具等の財物(保管物)をPTA会員または児童・生徒が壊したり、紛失したり盗まれたとき。

\*※1事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。

| 保険金をお支払いする場合  | 保険金をお支払いしない主な場合   | 法<br>律<br>相<br>談<br>ク<br>レ<br>ーム<br>対<br>応<br>費<br>用<br>補<br>償<br>特<br>約   |
|---|---|--|
|   |   |  |
| <p>保険期間中にPTA管理下(注1)において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉</p> <p>PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。</p> <p>〈保管物に係わる損害賠償責任〉</p> <p>被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。</p> <p>●被保険者の範囲</p> <p>PTAまたはPTA役員</p> <p>〈PTA活動に伴う損害賠償責任〉</p> <p>PTAまたはPTA役員</p> <p>〈保管物に係わる損害賠償責任〉</p> <p>PTA</p> <p>●お支払いする保険金</p> <p>次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①損害賠償金<br/>(注)損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。</li> <li>②損害発生・拡大防止費用</li> <li>③求償権保全費用</li> <li>④緊急措置費用</li> <li>⑤争訟費用</li> <li>⑥保険会社への協力費用</li> </ul> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。<br/>支払保険金の額 = 上記①の損害賠償金 + 上記②③④の各費用 - 自己負担額<br/>ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。</p> <p>〈PTA活動に伴う損害賠償責任〉</p> <p>1回の事故につきご契約の保険金額が限度。</p> <p>〈保管物に係わる損害賠償責任〉</p> <p>1事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。ただし、⑤について、上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。<br/>支出した争訟費用の額 × (保険金額 ÷ ①の損害賠償金)</li> </ul> | <p>〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉&lt;保管物に係わる損害賠償責任&gt;共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>故意</li> <li>戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波</li> <li>被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任</li> </ul> <p>〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任</li> <li>自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任</li> <li>被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任(提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。)</li> <li>被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任(ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。)</li> </ul> <p>〈保管物に係わる損害賠償責任〉のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任</li> </ul> | <p>保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者(PTA)が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用(※1)を補償します。</p> <p>ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。</p> <p>②PTAまたはPTA役員(※2)が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。</p> <p>(※1)事故日を含めて3年以内に行なった法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。</p> <p>(※2)退任した役員を含みます。</p> <p>●お支払いする保険金</p> <p>被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用(※1)について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故(※2)につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。</p> <p>なお、顧問料は含みません。</p> <p>(※1)「基本保険」で支払われるべき費用を除きます。</p> <p>(※2)同一の事由に対して発生した事故(クレーム行為など)は1回の事故とみなします。</p> |
| <p>PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払いの対象外となります。</p> <p>●お支払いする保険金</p> <p>「基本保険」の「お支払いする保険金」と同じです。</p> <p>ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>故意</li> <li>被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任</li> <li>被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任</li> <li>提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任</li> <li>廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任</li> <li>賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任</li> </ul>  | <p>(注1)「PTA管理下」とは、PTAの指揮・監督および指導下において、PTA活動(注2)を行っている間をいいます。</p> <p>ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動(注2)へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上にはPTA管理下には含まれません。</p> <p>(注2)「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。</p>   |

## 〈PTA・PTA役員がトラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用〉(法律相談・クレーム対応費用補償特約)

保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者(PTA)が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用(※1)を補償します。

ただし、日本国内で発生した事故に限ります。

①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。

②PTAまたはPTA役員(※2)が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。

(※1)事故日を含めて3年以内に行なった法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。

(※2)退任した役員を含みます。

### ●お支払いする保険金

被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用(※1)について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。

ただし、1回の事故(※2)につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。

なお、顧問料は含みません。

(※1)「基本保険」で支払われるべき費用を除きます。

(※2)同一の事由に対して発生した事故(クレーム行為など)は1回の事故とみなします。

など

## 事故が発生したときの手続き

### (PTA団体傷害保険)

事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、引受保険会社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、引受保険会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができますので、ご注意ください。

- (ご注意)
1. 保険金請求額が10万円以下で、治療期間が3か月以内の場合、「傷害保険金請求書兼同意書」、「傷害保険の事故報告書兼同意書」の各項目に記入捺印の上、診察券のコピーを添えてご提出いただければ、診断書を省略することができます。
  2. 保険金請求者は、被保険者の方としてください。PTA、学校などが請求者となる場合は、被保険者の方の委任が必要です。
  3. 保険金のお支払いは口座振込で行ないます。口座の名義人は保険金請求者の名義人と同一にしてください。

### (PTA賠償責任保険)

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社まで次の事項をご連絡ください。盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届出をしてください。

○事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容

○同一事故を補償する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容(既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。)

- (ご注意)
1. 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償請求が解決するようご相談に応じさせていただきます。
  2. 損害賠償額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることができますのでご注意ください。
  3. 法律相談・クレーム対応費用補償特約で補償対象となる弁護士費用については、引受保険会社の同意を得てからご負担ください。